

朝鮮前期の浦所に関する考察

李 泰勲*・長 節子

[目 次]

序 言	
I 対馬島主宗氏の三浦恒居倭支配体制の変遷 —三浦代官と倭酋を中心として—	II 壬申約条後の釜山浦再開港時期について —長 節子
李 泰勲	はじめに
はじめに	
1. 三浦代官と倭酋に関する先行研究	1. 釜山浦再開港についての先行研究
2. 三浦代官	2. 釜山浦再開港の時期について
(1) 立石右京亮国長	3. 倭船による再開港前の釜山浦利用状況
(2) 皮古汝文(平国忠)	4. 釜山浦再開港の契機と朝鮮側の目的
3. 三浦の倭酋	小結
(1) 信塩溫・信古羅・表阿三甫羅	
(2) 齊浦倭酋沙豆沙也文と大趙馬	
(3) 釜山浦倭酋而羅多羅と塩浦倭酋奴耳沙也文	
4. 三浦代官と倭酋の役割	
小結	

序言

朝鮮政府は、15世紀はじめに日本船到泊港（浦所）として、慶尚道の齊浦（乃而浦ともいう）・富山浦（釜山浦）を指定し、1426年に塩浦を加え、浦所は三浦となった。浦所には使節を接待するための倭館が置かれ公私貿易も行われた。興利船で渡来する対馬島民はやがて浦所に住み着き、恒居倭社会を形成し、恒居倭の刷還問題は朝鮮・対馬間の懸案事項となっていた。浦所は、朝鮮前期の朝日関係において、きわめて重要な役割を果したが、未だ解明されていないことが多い。本稿では、恒居倭問題と三浦の乱後の浦所開設状況に焦点をあてて、Iでは、三浦恒居倭に対する対馬島主宗氏の支配体制の変遷について、三浦代官と倭酋を中心として考察し、IIでは、三浦の乱（1510年）後、1512年に成立した壬申約条によって廃止となった釜山浦がその後、再開港されたが、その時期を1521年とする従来の定説について再検討する。

Iは李泰勲が執筆し、IIは長節子が執筆し、「序言」は共同で執筆した。

なお、本稿で引用する『朝鮮王朝実録』は、例えば『成宗実録』卷61、6年11月庚午条を成宗6年11月庚午（25日）と略記する。また、引用・参考文献は、各々末尾にあげている【引用・参考文献】の執筆者名と発表年をもって、文中に記した。

* 九州産業大学大学院 国際文化研究科 博士課程（5年一貫制）5年

I 対馬島主宗氏の三浦恒居倭支配体制の変遷 —三浦代官と倭酋を中心として—

李 泰 獻

はじめに

1430年代前半まで、三浦（齊浦〈乃而浦〉・富山浦〈釜山浦〉・塩浦をあわせて三浦という）の恒居倭に対する対馬側の実権は、対馬島主ではなく、賊首早田左衛門太郎が握っていたことは周知のところである。そのため、世宗18年（1436）の第一次恒居倭刷還¹⁾以前には、対馬島主は朝鮮へ使節を派遣して、朝鮮の浦所（朝鮮が日本人向けに開港していた指定港＝三浦）へ交易のため渡航して戻らない対馬島民について、交易後、早急に帰還できるようにしてほしいと要請したことがある（世宗17年9月丁丑〈9日〉）。

ところが、1436年の第一次恒居倭刷還を機に島主の三浦恒居倭に対する方針は一変する。この際、対馬島主は朝鮮に自分の管下60人の仍居を請願して、暫定的ではあったが、その留居が公認された。その後、島主管下60人は成宗6年（1475）頃には60戸と拡大解釈され、三浦の乱が起こる1510年まで数回にわたって刷還が行われているが、その数は増える一方で15世紀末頃になると三浦あわせて3,000余人の恒居倭が留居していた〔李泰獻2005〕。これは、対馬島主が、第一次恒居倭刷還を機に「倭人の三浦留居認可権」と「刷還権」という特殊権益を入手し、三浦における自己の支配体制の確立を図り、これ以降は三浦に留居する対馬島民を対馬に取りかえそうとはせず、むしろ島民の三浦移住をすすめていっていたためと考えられる。

三浦は、対馬島主や対馬の人々にとって、対馬島の延長であったと従来いわれており〔佐伯1990：268頁、関1995：156頁〕、筆者もそのように考える。このような三浦恒居倭に対して、対馬島主宗氏は三浦を如何に位置づけ、如何なる方針で恒居倭を支配していたのであろうか。

先行研究では、対馬島主は、三浦に「三浦代官」を置いて恒居倭を管轄させ、課税の任にあたらせており、それと並行して恒居倭社会の実力者として「倭酋」が存在したというのが通説となっている。つまり、先行研究では三浦代官と倭酋が三浦に共存しており、三浦代官は恒居倭の管轄と課税がその職務であり、倭酋は自らの力で恒居倭社会の実力者となり、恒居倭を統率した者という見解である。しかし、必ずしもそのようにいえない史料を目にすると。

本稿では、対馬島主宗氏の三浦恒居倭支配体制を究明する手がかりとして、三浦代官と倭酋をとりあげる。従来、曖昧にされていた三浦代官の三浦駐在に関するここと、その職務や在任時期、そして倭酋の実態について具体的に検討してみたい。

1. 三浦代官と倭酋に関する先行研究

対馬島主宗氏は、1436年の第一次恒居倭刷還以後、朝鮮政府が日本船到泊港として指定していた浦所三浦へ領民の移住をすすめる方針で臨んでいたと考えられる。これは、対馬で養いきれない零細民の三浦移住を許し、生活を営ませることによって人的資源を失わず、彼らからの収税の利もあり、さらに恒居倭を取引材料にして朝鮮政府から種々の利を獲得していたので、対馬島主にとって島民の三浦移住は好都合の政策であったからであろう〔閔2002：133・134・149頁〕。勿論、三浦留居者の全部を必ずしも対馬島民であるとはできないが、当該期、恒居倭に関する朝鮮政府の交渉相手は対馬島主であったので、少なくとも朝鮮政府は、彼らを対馬島主の管下として認識し、対応していたことは事実である。

さて、三浦に留居する恒居倭を対馬島主は如何に支配していたかについては、詳論はあまりないが、多数の先行研究があるので、以下とりあげてみたい。

李鉉淳氏は、三浦代官が恒居倭に対する徵貢事務を掌握しており、三浦の各浦所には浦所倭人を統治する代表として倭酋が存在したと述べる〔李鉉淳1964：263・264頁〕。

中村栄孝氏は、対馬島主は、代官を命じて恒居倭を支配し、これに対して課税するのが例になっていた。15世紀中ごろ、世祖初年には護軍皮古汝文（彦右衛門）が三浦恒居倭を統治していたといい、その末年から成宗にかけては、立石右京亮国長・立石藏人（仇難都老）兄弟が、かわるがわる三浦の代官をつとめ、同じごろ、宗大膳国幸も、島主の信任をうけて三浦の監察にあたっており、島主の課税は、毎年綿布などでおさめさせたとする〔中村1965：642頁・1966：135頁〕。

申基碩氏は、対馬島主が恒居倭から毎年、大戸は綿布2匹、小戸は1匹ずつ徵収しており、これを乃而浦に來ていた対馬の代官が徵収して島主に送っていたとしている〔申基碩1985〕。

長節子氏は、対馬島主は、早くから浦所に代官を派遣して駐在させ支配を及ぼし、徵税もしていたといい、三浦代官とか三浦を総治あるいは監察していた者として、皮古汝文・宗国幸および立石国長・藏人兄弟を紹介している〔長1985・2002：8・136頁〕。

佐伯弘次氏は、三浦恒居倭に対して、対馬島主は代官を派遣し、課税を行っており、

対馬豊崎郡大浦の皮古汝文（彦左衛門）は、1471年当時、「三浦の恒居倭を統治」しており、三浦の日本人たちは、政治・経済的には宗氏の統制をもうけていたと述べる〔佐伯1990：268頁〕。

村井章介氏は、三浦倭人の自治組織について、『海東諸国紀』日本国紀・対馬の条に、1458年受職し60年に図書を受けた倭人皮古汝文（彦左衛門、のち平国忠をなのる）が、三浦恒居倭を統治したとあるのが、三浦の頭目の初見であるとし、1467年からは立石左京亮国長が三浦倭人の統轄者として任じられており、『海東諸国紀』日本国紀・対馬の条に「辛卯年（1471），対馬島特送を以て来朝し，兼ねて三浦を察す」とある宗大膳国幸は、立石蔵人とは別人らしいと述べる。また、村井氏は倭酋について、1497年の鹿島倭変のとき、三浦の倭人の首領が尋問されたとし、塩浦の耳沙也文、釜山浦の而羅多羅、齋浦の沙豆沙也文を掲げ、対馬から派遣される三浦統轄者のもとに、各浦ごとの首領が配置されていたと推測する〔村井1993：106・107頁〕。

関周一氏は、三浦恒居倭の徵税の任にあたったのは、三浦代官立石国長であり、三浦は対馬の延長として、宗氏の支配を受けるようになったと述べる〔関1995：156頁〕。また、倭人を各浦所で統轄していたのが、朝鮮側が「倭酋」と呼んだ者で、宗氏から任命された者というよりも、その実力によって、各浦所の秩序を実際に保持した者と推測し、当時、倭酋として記録に現れる塩浦倭酋奴耳沙也文・釜山浦倭酋而羅多羅（次郎太郎）・齋浦倭酋沙豆沙也文を紹介している〔関2002：129・130頁・2003：136頁〕。さらに関氏は、朝鮮政府は15世紀中頃までは、敬差官を派遣して倭酋と直接交渉を図ることはなかったが、15世紀末期になると恒居倭社会に一定の影響力を有する倭酋との交渉により、事態を解決しようとする積極的な姿勢をとっていたと述べる〔関2002：148頁〕。一方、三浦恒居倭全体を統轄していた者は、対馬から派遣された「三浦代官」であったとし、『海東諸国紀』日本国紀、対馬島の条には、皮古汝文（彦左衛門、のち平国忠）が、三浦恒居倭を統治しているという記載があり、1467年（世祖13）からは立石右京亮国長がその任にあり、1483年（成宗14）の宗貞國の書契では立石右京亮国幸を「三浦之代官」と呼んでいると述べる〔関2002：129・130頁〕。

韓文鐘氏は、対馬島主は、三浦恒居倭人を総括する代官を派遣し、大戸は2匹、小戸は1匹の税金を徴収しており、これが対馬島主にとって大きな経済的利益になったために、対馬島主は三浦居住を制限しなかったとする〔韓文鐘2006：158頁〕。

いずれの先行研究においても、対馬島主は三浦代官を浦所に派遣しており、その主な役割は課税と三浦恒居倭を統轄することであったと解している。また、倭酋については、各浦倭人の中で実力者を朝鮮側が倭酋と呼んでおり、彼らは対馬島主からの派遣者というよりも浦所で自ら実力をつけて恒居倭社会の長にのぼった者としての見解

が主流である。

それでは、三浦代官の職務やその駐在時期、倭酋と対馬島主との関係やその実態について、次節以降、具体的にみていきたい。

2. 三浦代官

三浦代官として、記録に現れる者は、立石右京亮国長と皮古汝文（平国忠）である。彼らがその任にあったのは何時頃で、また「三浦代官」を名乗ってどのようなことを行っていたかについて検討してみたい。

(1) 立石右京亮国長

立石右京亮国長に関しては、先にその弟の立石国幸（蔵人）のことが記録に見える。成宗6年(1475)11月の慶尚道觀察使尹壕の馳啓によれば、「対馬州代官仇難都老」（蔵人、立石国幸）が三浦に到り、恒居倭刷還を実行して、犯罪倭人大時老・皮古沙也文を浦所で斬したとある（成宗6年11月庚午〈25日〉）。朝鮮側の情報では立石国幸が対馬州代官とあるが、この頃の対馬島主の代官は、宗貞秀であり、立石国幸ではない（成宗5年10月戊戌〈16日〉・7年7月丁卯〈26日〉）。これは、立石国幸が自らそのように名乗ったか、あるいは朝鮮側の情報収集段階で誤りがあったのかもしれない。いずれにしても、立石国幸が対馬州代官というのは間違いである。

では、なぜこのような間違いが生じ、また、立石国幸はどのような経緯で朝鮮へ派遣されたのであろうか。このことは、三浦代官立石右京亮国長を知る手がかりとなるので、関連史料をとりあげ、検討してみたい。

立石国幸が恒居倭刷還を行ったほぼ同時期の成宗7年（1476）正月に対馬島主宗貞国は、特送宗兵庫助国次を朝鮮へ派遣して次のように言っている。

【史料1】

対馬州太守宗貞国、特遣助国次、來獻土宜、其書契曰、三浦刷還之事、數回已聞尊命、雖然以軍旅無暇日、因循到今、怠慢之罪不寡、今遣宗兵庫助国次、令案行〔三カ〕其事、両浦代官接事者也、（下略）（成宗7年正月丙寅〈21日〉）

すなわち、貞国は、三浦（恒居倭）刷還のことは数回にわたって尊命を聞いていたが、軍旅で暇な日がなく、因循して今に到り怠慢の罪が少くない。いま宗兵庫助国次を遣わし恒居倭刷還を行わせる。両浦（三浦カ）の代官は刷還の実行役であると述べている。

これからみれば、宗貞国は三浦恒居倭刷還を行わせるため、宗兵庫助国次のほかに三浦代官（史料には両浦代官とあるが、これは三浦代官の誤認か誤記と思われる）ので、

三浦代官と解した) を遣わしていることが判る。とすると、1475年の恒居倭刷還の実行役であった仇難都老(蔵人、立石国幸)について、「対馬州代官」とあるのは対馬の代官ではなく、島主が派遣した三浦代官であるともとれるが、立石国幸は三浦代官であったのだろうか。

朝鮮政府は、成宗7年(1476)に対馬島宣慰使金自貞を対馬へ派遣しており、金自貞が対馬での見聞を急報した際、立石右京亮国長が、はじめて記録に現れる(成宗7年2月丙戌<12日>・7月丁卯<26日>)。金自貞が対馬滞在中、仇難都老(蔵人、立石国幸)について立石国長と面会した際、仇難都老・立石国長が次のように述べたといふ。

【史料2】

仇難都老來見曰、我兄立石右京亮國長、欲謁見、然有職任、不果來、遣我問安、
兄自丁亥年、統察三浦倭人、然常侍島主不離側、故令我往三浦推刷耳、(中略)國
長謂臣曰、我本總治三浦居倭、禮當候謁、以島主未會、不敢私見、今則島主有命、
故來耳、(下略)、(成宗7年7月丁卯<26日>)

すなわち、仇難都老(蔵人、立石国幸)は、兄の立石右京亮国長が宣慰使金自貞に直接、会いたいと欲したが、職任があり果たせないので、自分を遣わし間安させている。兄の立石右京亮国長は、丁亥年(世祖13・1467)より、三浦倭人を統察しているが、常に島主に近侍せねばならないので、自分を三浦に遣わし、恒居倭を刷還させたと語った。またその後、金自貞が立石国長本人と直接対面した際、国長は、自分はもとから三浦の恒居倭を総治しているので、礼としてはまさに挨拶に伺うべきであったが、島主が未だ宣慰使に会っていないので、あえて伺わなかつた。いま島主の命があったので、伺っていると述べている。

立石右京亮国長は、1476年当時、三浦代官の任にありながら、対馬で島主に仕えており、前年の三浦恒居倭刷還の際には、国長自身が三浦に行けない職務であったため、弟の立石国幸を遣わし、恒居倭刷還を行わせたことが判る。立石右京亮国長が、現職の三浦代官でありながら、三浦で駐在せず対馬にいることは不可解な点もあるが、対馬と朝鮮の浦所間は、順風にのれば一日足らずの航路であったことに鑑みれば、それほど不思議なことではあるまい。また、後述するごとく、三浦の倭酋なる者が世祖12年(1466)頃から浦所にいたことが確認でき、恒居倭に関する実務は、各浦の倭酋が執り行っていたとすれば、必ずしも三浦代官が浦所に常住する必要はなかつたであろう。

したがって、成宗6年(1475)に恒居倭刷還を実行した立石国幸について、朝鮮側の記録には「対馬州代官」とあったが、これは当時、三浦代官であった兄の立石国長

の命を受けて朝鮮に渡航したので、自身のことを見に成り代わって、ただ代官、もしくは三浦代官と名乗ったのが、朝鮮側には「対馬州代官」として解されたことによるものであろう。

成宗 7 年（1476）7 月に島主宗貞国は、朝鮮政府が対馬島宣慰使金自貞を対馬へ派遣したことに対して、特送蓆野将堅（薦野盛種²⁾）を遣わしており、その書に前年の恒居倭刷還について次のとくある。

【史料 3】

対馬州太守宗貞国特送蓆野将堅、來獻土宜、其書曰、（中略）、及皇華之帰、而相副乎使船、以奉致礼謝者也、吾命立石右京助國長、令鎮撫三浦之民、臣去歲為刷還、遣宗兵庫助、右京即相副弟藏人、令按行其事、今恩賜特及于藏人、藏人之所賜者、特右京之所賜也、是故、遣使臣以来、致其謝云、俯見加節遇者、特抽丹忠也、（下略）、（成宗 7 年 7 月庚午〈29日〉）

すなわち、島主宗貞国の書に、立石右京助国長に命じて三浦の民（恒居倭）を鎮撫せしめている。臣（島主）が去年、恒居倭刷還のため、宗兵庫助（宗国次、【史料 1】に「宗兵庫助国次」とある）を遣わし、右京（立石右京亮国長、【史料 2】参照）は弟の藏人（立石国幸）を特送使に相そえ、刷還を行わせた。いま恩賜（朝鮮の賜物）が、特に藏人に及んだが、藏人の賜る所は、特に右京の賜る所であるとある。島主は、朝鮮側が恒居倭刷還を行ったことを評価して、その執行役であった藏人に賜物を贈ったが、本来であれば、三浦代官である兄の立石国長が賜るべき物であったと言っている。

つまり、成宗 6 年（1475）年の三浦恒居倭刷還を行うため、宗貞国は朝鮮へ宗兵庫助国次を遣わし、それに相そえ立石右京亮国長は弟の藏人を遣わしたとある。【史料 1】の島主の書契に「両浦代官接事者也」としており、それとあわせて考えてみると、島主宗貞国は、はじめ宗兵庫助国次と三浦代官である立石国長を朝鮮へ派遣し、恒居倭の刷還を行わせるつもりであったが、立石国長が何らかの理由で自身の代わりに弟の立石国幸を浦所に送って刷還を行わせていたことになる。そうすると先述したように立石国長は、三浦代官でありながら、浦所には駐在しておらず、対馬で島主に仕えていたことは明らかである。

ところで、立石右京亮国長が三浦代官であったことは、従来の研究でも指摘されているが、その弟の立石国幸も三浦代官であったとする説もある。

中村栄孝氏は、15世紀中ごろ、世祖末年から成宗にかけては、立石右京亮国長・立石藏人（仇難都老）兄弟が、かわるがわる三浦の代官をつとめたとし〔中村1965：642頁〕、関周一氏は、成宗14年（1483）2月の宗貞国の書契では、立石右京亮国幸を「三浦之代官」と呼んでいるとする（成宗14年 2 月辛巳〈18日〉、〔関2002：129・130

頁])。また、立石右京亮国幸が三浦代官になっていると述べている〔関2003：136頁〕。

中村氏は拠り所を示していないが、関氏は、三浦代官について、1467年からは立石右京亮国長が、その後、成宗14年（1483）2月の段階では、国長の弟である「立石右京亮国幸」がその任にあたっていたという見解である。それでは、関氏が拠り所としている『成宗実録』14年2月辛巳（18日）条を検討してみよう。

【史料4】

日本國對馬州太守宗貞國，持遣平國幸，來獻土宜，其書契曰，示賜三浦刷還，及余賊猶犯邊者，併以承尊命，如刷還者，去年記其名實兩本，一者以付徐判事，一者以持來，無所猶予，至奸賊者，無知其實，無狀而戮其無罪者，甚不可也，以是，
命島中雖搜索其贓財，未得其實也，島中之人民，多與外國相交，或婚姻親戚，或有無之貿易，外國之舟船來往者甚多，或夕來而朝去，或經年月而遲留者，常不減
數百艘，此中賢否相半也，由是觀之，必吾一島之者，不可為奸賊，干前數回如
啓，賊船若犯貴國者，即以駅伝急告，乃而・富山・両浦之長，彼即以急船來報者也，
然者，其贓財未散者，知其實，雖來往船，同以點檢，其中若得實者，即日追捕檻
送者，有何難，去歲之賊盜徒彌，搜索以檻送者也，刷還之事，備命立石藏人國幸

〔特〕
〔子〕
〔右〕

并平國忠，去歲所付于判事之名實，悉還之，往歲刷還三十餘戶，臣知其不可也，
雖然貴國猶有慊焉，今所送不容臣之偏頗，從貴國之命者也，立石右京亮者，長以
為三浦之代官，相副使船，以兼行其事，顧遇万幸，今三浦之民雖加多，皆昔日六
十餘人之子孫・僕從也，其余亡命脫籍之徒，臣實不知之，（下略），（成宗14年2月
辛巳〈18日〉）

この記事に先立つ前年の成宗13年（1482）6月に宗貞国は特送使正首座を派遣して、賊倭の搜捕や三浦恒居倭を刷還する意を朝鮮側に伝えており、朝鮮側も答書に「更須速図」と記して、それらのことを速やかに行うよう求めていたので（成宗13年6月甲寅〈17日〉・戊午〈21日〉），【史料4】はそれに関連して、島主宗貞国が特送平国幸（立石藏人国幸³⁾）を遣わしたものである。ここでは、先に下線部②からみてみよう。すなわち、島主宗貞国は、恒居倭刷還のことは、立石藏人国幸と平国忠（皮古汝文）につぶさに命じた。去年、徐判事に（刷還すべき者の）名簿を付したので、これを悉く（対馬へ）還す。往歲に刷還した30余戸については臣（貞国）もその不可を知っている（〔李泰紹2005〕を参照されたい）。しかしながら、貴國（朝鮮）はいまなお飽き足らないようなので、今回の遣使は臣の偏頗を容れず、朝鮮の命にしたがうものである。「立石右京亮は長く三浦の代官たるを以て使船に相そえ、以てその事を兼行」するので、厚遇すれば幸いである。いま三浦の恒居倭が多く加わったといえども、みな昔日

の60余人の子孫や僕従であり、その他の脱籍亡命者については、臣は実にこれを知らないとある。

この時、貞国は、特送の上官人として平国幸、副官人として平国忠を派遣していることが判るが、関氏が述べるように、島主宗貞国の書契では立石国幸を立石右京亮国幸としていないし、彼を「三浦之代官」ともしていない。上記にある「立石右京亮」を立石国幸というのは誤りで、朝鮮側の記録には管見の限り「立石右京亮」は、弟の国幸ではなく、兄の国長のことを指している（【史料2・3】ゴシック部分参照）。

したがって、島主宗貞国は恒居倭刷還を行うと称して、特送使平国幸（立石蔵人国幸）・平国忠（皮古汝文）に相そえて、三浦代官立石右京亮国長を送ったのである。この特送使は、以前三浦代官をつとめた平国忠（次項で述べる三浦代官をつとめたことのある皮古汝文）、現職の三浦代官立石国長、そして成宗6年（1475）に兄の代わりに浦所に渡航して恒居倭刷還を行った立石国幸で編成されている。対馬島中で、もっとも恒居倭に詳しく、かつ恒居倭統轄や刷還のことで、朝鮮に功績のある者を島主が派遣していることは注目に値する。

なお、村井氏は、1467年から「立石左京亮国長」を三浦代官としているが〔村井1993：106頁〕、これは「立石右京亮国長」の誤記か誤認であろう。

ところで、【史料4】に「立国右京亮者、長以為三浦之代官」とあるのを、立石右京亮国長は現職の三浦代官であると解釈したが、実は三浦代官をつとめたことがあると解釈することもできる。なぜ、あえて現職の三浦代官としたかといえば、その後、成宗17年（1486）にも立石国長が三浦代官として記録に登場するからである。同年10月に倭寇の被虜人となっていた明人潜巖を対馬島国分寺住持崇統が使者に付し朝鮮に送還して、明に送るよう要請しており、その際、潜巖が三浦代官国長などの情報を次のように朝鮮側に告げている（成宗17年10月丁丑〈6日〉）。

【史料5】

潜巖曰、三浦居倭、毎歳以綿布納貢于島主、大戸二匹、小戸一匹、三浦代官国長掌之、（下略）、（成宗17年10月丁丑〈6日〉）

すなわち、潜巖が、三浦恒居倭は毎年、大戸は二匹、小戸は一匹ずつ綿布をもって島主に納貢しており、それを三浦代官国長が管掌していると証言している（〔村井1993：100頁、閔2002：130頁、李泰勲2005〕など参照）。また、成宗19年（1488）にも国長が引き続き、三浦代官として記録に現れる。『成宗実録』19年正月甲寅（19日）条に次のごとくある。

【史料6】

礼曹正郎權景祐將單字來啓曰、職宣云、（中略）且使臣齋來事目内、第一条乃特送

等到闕下無礼事也，島主即依教特送一行之人皆罪之，錄其姓名以呈，使臣曰，此輩皆無罪，但代官使送上官人伴人，及三浦代官國長使送望古沙也文等，實有罪者，若罪三人，則其余不問可也，故代官使送等，即竄于不毛之地，然使臣已發去，令助國次追報于豊崎，（下略），

これは、朝鮮側が対馬の使節の横行に抗議した⁴⁾ことに対して、対馬島主宗貞国が特送職宣を遣わし、それに対応しているものである。その中に三浦代官國長の使者であった望古沙也文も罪に問われ対馬島主に処罰され、不毛地に流刑にしたとある。

この1488年段階でも立石国長は三浦代官として記録に見えるので、【史料4】に見える「立石右京亮」国長を現職の三浦代官として解釈しても差し支えないだろう。すると立石右京亮国長は、丁亥年（世祖13・1467）より三浦代官の任に就き、1488年にもなお、その任にあたっていることになる。当該期の三浦は、対馬島主をはじめ通交者・恒居倭・興利倭人・釣魚倭人等にとって、非常に重要な所であったということはいうまでもない。そのような三浦の代官を長期にわたってつとめていた立石右京亮国長は、対馬島主宗成職・宗貞国から厚い信任を得ていたといえる。

なお、立石右京亮国長の朝鮮通交の終見は、『成宗実録』24年4月己亥（5日）条に「橘氏立石右京亮国長、遣使來獻土宜」とある。この時、自己の使節を派遣しているが、「三浦代官」という肩書きではない。

（2）皮古汝文（平国忠）

皮古汝文は、成宗7年（1476）から平国忠と名乗って朝鮮通交をしており（成宗7年10月丁亥〈17日〉），この頃になるとすでに三浦代官職を退いている。彼は、対馬にその居をおき、島主の特送使として朝鮮通交を継続している〔荒木2003〕。

皮古汝文が三浦代官の任にあった時期について、中村氏は、世祖初年から同末年までとし〔中村1965：642・650頁〕，佐伯氏は、『海東諸国紀』を拠り所にその成立時期である成宗2年（1471）当時の三浦代官であったと述べている〔佐伯1990：268頁〕。両氏の主張が食い違っているので、両氏が拠り所としている関連史料をとりあげて検討してみよう。

中村氏は、次に示す【史料7・8】を拠り所としており、佐伯氏は、【史料8】を拠り所としている。

【史料7】

日本國對馬州宗成職，遣使來獻土物，皮古汝文，獻馬一匹，御忠順堂引見，各賜虎皮一張・油紙席二張・彩文席二張，命饋于賓序，觀射設酌，內宗親及入直衛將・兼司僕將・內禁衛將等入侍，（世祖6年8月壬申〈29日〉）

【史料 8】

護軍皮古汝文

戊寅年受職，庚辰年受図書，総治三浦恒居倭，（『海東諸国紀』日本国紀，対馬島，吾温浦条）

まず【史料 7】にみえる皮古汝文は、朝鮮国王に馬一匹を献じたとあるだけで、三浦代官に関する記事ではない。【史料 8】では、護軍皮古汝文⁵⁾は「戊寅年（世祖 4・1458）に受職し、庚辰年（世祖 6・1460）に図書を受け、三浦恒居倭を統治す」とある。

これからみれば、佐伯氏の指摘のように、『海東諸国紀』が成立した成宗 2 年（1471）の段階での三浦代官であったとも解されるが、前項でみたように、立石右京亮国長が「三浦代官」として、丁亥年（世祖 13・1467）から成宗 19 年（1488）まで記録に現れるので、皮古汝文を1471年当時の三浦代官とすることはできない。

ただし、1467から1488年の間、立石右京亮国長が三浦代官を続けてつとめておらず、その間の1471年頃、皮古汝文が三浦代官であったとも考えられないではないが、『海東諸国紀』にみえる皮古汝文の記録に受職・受図書の時期は明記しているながら、何時から三浦恒居倭を総治したかは記していない。『海東諸国紀』の記録は、本書を著する際、おそらく担当官庁が控えて置いた皮古汝文に関する記録を列挙したものであろう。

『海東諸国紀』対馬島条の見出しが、「護軍皮古汝文」ではなく、「三浦代官」であるならば、皮古汝文を当時の三浦代官と解することができようが、見出しへ「護軍皮古汝文」であるので、本人の経歴すなわち、過去に三浦代官として恒居倭を総治したことや対朝鮮通交権を記したものであろう。では、なぜ受職・受図書の時期は明記したかということになろうが、これは皮古汝文が現に有している対朝鮮通交権益であるので、その淵源を記しておく必要があったからであろう。

したがって、立石国長が丁亥年（世祖 13・1467）から少なくとも1488年までは、三浦代官であったことはすで検討した通りであり、皮古汝文は何時からかは判らないが、立石国長の以前の三浦代官であったと考えられる。

皮古汝文については、三浦代官であった時の関連史料がないため、どのようにあつたか判らない。先述したごとく、立石国長の場合、三浦代官を名乗っていたほとんどの期間において、浦所には駐在せず、対馬に常住し、恒居倭刷還や課税等のことで朝鮮へ渡航していたので、皮古汝文の場合も同様であったであろう。対馬島主は、おそらく三浦恒居倭支配体制が確立するまでは、三浦代官を浦所に駐在させていたと思われるが、その後は、三浦代官を浦所に駐在させるより、各浦所に信任する者を置く方がより効率よく恒居倭を支配することができると考え、三浦代官を対馬へ引きあげさせたと思われる。そこで、対馬島主が信任する者というのは、次節でとりあげる各浦

所にいた「倭酋」であったと考えられる。

3. 三浦の倭酋

浦所の「倭酋」に対する朝鮮側の呼称は、後でとりあげるように管見の限りではあるが、「倭酋」のほか「首曉事者」・「酋長」・「頭倭」などであり、対馬側の「倭酋」に対する呼称は、対馬島主の書契にみえる「乃而・富山両浦之長」とあるのみである【史料4】。

三浦の倭酋に関する詳論はあまりないが、その中では村井・関両氏が、第1節でみたように「倭酋」の実態についてもっとも詳しく述べている。

すなわち、関氏は、三浦「倭酋」は対馬島主から任命されたというよりも、自ら力をつけて各浦所の恒居倭を統轄する実力者となり、朝鮮政府は、当初は「倭酋」と直接交渉を行ってはいなかったが、15世紀末期になると恒居倭社会で影響力をもつ「倭酋」と交渉を行うようになったという見解であり、村井氏は対馬から派遣される三浦統轄者（三浦代官）のもとに各浦ごとの首領（倭酋）が配置されていたとの見解を示しているが、そのように言えるのであろうか。

本節では、記録上にみえる各浦所の「倭酋」をとりあげ、彼らと朝鮮政府・対馬島主との関係を検討し、その実態について考察する。

(1) 信塩温・信古羅・表阿三甫羅

世祖12年（1466）春以降、全羅道興陽県・慶尚道固城県の朝鮮漁民が海賊に襲われて殺害され、食料などを掠奪される事件が相続いで起こったが、これを朝鮮側は恒居倭の所為と疑って対処しており、それとは別に富山浦恒居倭が武器をもって万戸を脅迫した事件が起こった。そこで朝鮮政府は、受職倭人藤安吉らを三浦曉諭使として浦所に派遣し、恒居倭を詰責させ、三浦の「首曉事者」2・3人を連れて上京させ、自ら王命を聞くようにした（世祖12年12月甲寅〈17日〉・13年2月己酉〈13日〉、〔関2002：147・148頁〕）。

この三浦の「首曉事者」というのは、浦所の首長級で事理に詳しい者と考えられ、のちに朝鮮側が「倭酋」と呼ぶ各浦所恒居倭社会の長とみられる。

三浦曉諭使藤安吉らは、翌世祖13年2月12日に、「曉事倭人信塩温・信古羅・表阿三甫羅等」を率いて復命している（世祖13年2月戊申〈12日〉）。翌13日に世祖王は信塩温らの肅拜をうけて、次ぎのごとく宣諭した。

【史料9】

倭人信塩温等， 詣闕肅拜， 上令都承旨申澣宣諭曰， 三浦倭人稔惡， 至有殺害刃

民，劫逼万戸，擅耕公田者，作懲如此，不可不懲，予謂無頼之徒，私忿所致，且非爾等所知，置而不問，今但致書爾島主，令亟究作懲者痛懲，使爾等明知予意，故召來，（下略），（世祖13年2月己酉〈13日〉）

すなわち、世祖王は、三浦倭人の悪事が積もり、辺民を殺害し万戸を脅迫し、ほしいままに公田を耕すに至っている。懲らしめるべきであるが、予が思うには無頼の徒が私的な憤りで起こしたことであり、かつ汝らは知らないことであるので、汝らの責任は問わないことにするが、ただし、汝らの島主に書簡を送り、悪事をはたらいた者をすみやかに搜捕し痛懲させる。汝らに予の意を明知させるために招来したと述べている。そして、同日に世祖王は礼曹をして対馬島主に致書させ、上記のことと定数外の恒居倭を刷還するよう命じている。

世祖王は、信塩温らをわざわざ上京させながら、彼らの責任を問わず、また犯人の搜捕を命じてもいない。彼らを上京させたのは、世祖王自身の倭人取締りに対する熱意を示すとともに、彼らに浦所の「首暁事者」として自覚をもたせるためであったと考えられる。海賊事件や富山浦万戸脅迫事件で、三浦暁諭使を浦所に派遣して三浦倭人を詰責したにもかかわらず、首暁事者を上京させ、王の意志を伝えており、倭人の犯罪行為に対する世祖王の積極的な姿勢が窺われる。

ところで、従来の理解のように、もし、この当時、対馬島主が派遣した三浦代官が浦所に駐在していたのであれば、世祖王は三浦の「首暁事者」だけでなく、三浦代官も上京させたはずである。しかし、三浦代官については全く触れていない。前節でみたように、丁度この世祖13年（1467）は、皮古汝文（平国忠）か立石国長が三浦代官であった時期である。とすれば、三浦代官が存在していたことは事実であるが、浦所ではなく、対馬にいたと考えられる。たとえば、前節でみた立石国長の場合、長期にわたり三浦代官でありながら、そのほとんどの期間、対馬に常住していた。

これからみれば、対馬島主はこの頃には「首暁事者」（後の「倭酋」）を浦所に置き、恒居倭に関する実務を担当させていたと考えられる。したがって、この当時、三浦に後の倭酋の性格を帯びた者が存在したとしてよいであろう。

（2）齋浦倭酋沙豆沙也文と大趙馬

成宗4年（1473）6月に対馬島主の特送周繁首聖（周繁首座〔荒木2003〕）が帰還する際に付した礼曹の書に、近年の歳遣船定約に違反して使船を派遣した者を列挙しており、そのなかに「氏郷使者沙豆沙也文」とあるのが、沙豆沙也文の初見である（成宗4年6月己丑〈30日〉）。氏郷については『海東諸国紀』筑前州、氏郷条に、「乙亥年（世祖元・1455）遣使来朝、書称筑前州宗像朝臣氏郷、約歳遣一船、小二殿管下、与

氏俊承国王之命，為宗像殿主，有麾下兵」とある。沙豆沙也文は，宗像氏郷の配下として宗像もしくはその周辺に根拠をおいていたのかということになるが，成宗24年（1493）12月の持平姜衍の啓に，「臣聞沙豆沙也文，与島主為婚嫁之家」とあり（成宗24年12月癸未〈23日〉），対馬島主とは姻戚関係であったことが判る⁶⁾。これからみれば，沙豆沙也文は，宗像氏郷の配下ではなく，対馬島主の配下であり，宗像氏郷の使者として朝鮮へ渡航したのは，対馬島主が氏郷の朝鮮通交権（歳遣1船）を利用して，偽使を仕立てたことによるものであろう。

したがって，沙豆沙也文は対馬島主が齋浦に派遣した者と考えられる。従来，倭酋については，自ら力をつけて浦所の実力者となったというのが定説化されているが，15世紀末頃，2,000人以上の恒居倭が留居していた齋浦の倭酋となるような者であるから，自らの実力だけでなく，対馬島主の信任を得ていた者でなければ，とてもつとまらない職であったであろう。

沙豆沙也文が齋浦倭酋として，記録上にはじめて登場するのは，成宗24年（1493）10月のことである。この時，齋浦の恒居倭50余人が東島の辺民の魚梁（漁場）を奪つて占拠したことで，僉節制使呂承堪が役人を遣わし，それを防ごうとしたところ，かえって役人が殴打される事件が起こった（成宗24年10月辛巳〈20日〉）。いわゆる齋浦恒居倭の「東島漁場占拠事件」である⁷⁾。

成宗王は，この事件の首謀者とみなした「酋長」（齋浦倭酋沙豆沙也文を指す）を囚繫した後，対馬島主に通諭して治罪はどうかと重臣らの意見を聞いており，早速，この旨を慶尚道節度使趙益貞に命じた。それと並行して倭人推鞠敬差官として同副承旨鄭錫堅を齋浦に派遣することにした（成宗24年10月辛巳〈20日〉・壬午〈21日〉）。

鄭錫堅は齋浦に至り，齋浦の倭酋沙豆沙也文らを随伴して東島に赴いたところ，和知羅沙也文が幕舎を作つて捕魚を行つてゐたので，速やかに撤去するよう命じたが，したがわず，麾下の愁戒仇羅らが東島での捕魚を禁ずべきではないと強く抗議したという。この漁場占拠倭人らの言い分を鄭錫堅が中央政府に取り次いだため，報告を受けた成宗王は，錫堅がそれらの倭人を鞫問して首謀者を捕らえ，政府の指示を仰ぐべきであったのに，かえって東島での捕魚を許そうと欲していることに怒つて，錫堅に書を下して，倭酋沙豆沙也文および愁戒仇羅ら3・4人を捕らえて内地に分囚するよう命じた。ところが，その後の錫堅の急報によれば，「彼倭等，或因祀神堂入島，或因捕魚還出，故未能囚之」とのことであった⁸⁾。

結局，朝鮮側は彼らに何ら制裁を加えることなく，対馬へ敬差官を派遣して，島主にこの事件にかかわった者の処罰要請をしている⁹⁾。

朝鮮側の情報によれば，沙豆沙也文は事件後の11月13日に対馬へ帰り，その後齋浦

に戻ったという（成宗25年3月丁未〈18日〉）。事件後の沙豆沙也文について、慶尚道觀察使李克均の啓に次のようにある。

【史料10】

慶尚道觀察使李克均啓，釜山浦僉節制使文俊言，本浦頭倭而羅多羅將帰対馬島，見我謂曰，島主招我，不知為何事，前日齋浦頭倭沙頭沙也文，亦帰対馬島，還謂曰，我島主言，今聞朝廷待我輩漸不如初，前此我島使倭到浦，給料十日，而今減五日，客人往還之時，沿路諸邑不令留連，強使發遣，有病之人往往而死，然小人之言，固不足信，當招頭倭問之，今年例遣使船姑不出送，待敬差官至島，徐觀而処之，今島主招我，無乃為是事歟，而羅多羅二月二十四日入帰，時未還來矣，臣謂文俊聞此言，至今不告，是不識事體也，沙頭沙也文豪富，與島主交親，聞遣使之命，先自入帰，魚梁爭鬪之事，必訴島主，使之激怒矣，（下略），（成宗25年3月丁未〈18日〉）

これは、釜山浦僉節制使文俊が齋浦頭倭沙豆沙也文らのことをすみやかに報告しなかったことで中央政府が問題視している記事である。釜山浦僉節制使文俊が釜山浦倭酋而羅多羅から聞いた話が慶尚道觀察使李克均によって、中央政府に報告されている。先述のごとく「頭倭」は、倭酋を指す言葉である。

ここで注目すべきは、前日、齋浦倭酋沙頭沙也文（沙豆沙也文）が対馬へ行って来たのは、対馬島主が対馬の使節の往来に対する朝鮮側の接待が以前に比べ、薄くなっていることで「當招頭倭問之」とある点と釜山浦倭酋而羅多羅も「いま島主が我を召還するのも、あるいはこのことではなかろうか」と語っている点である。まず1つ目は、齋浦倭酋と釜山浦倭酋が対馬島主に召還されていることである。2つ目は、釜山浦倭酋而羅多羅が、対馬島主が朝鮮の使節接待問題で齋浦倭酋と釜山浦倭酋を召還しているとその召還の理由を語っていることである。

これからみれば、倭酋は単に浦所の実力者というより、三浦の各浦所における対馬島主の出先機関のような役割をも果たしていたと思われる。

また、慶尚道觀察使李克均は、倭酋沙豆沙也文について島主とは親密な関係であり、沙豆沙也文は朝鮮側が「東島漁場占拠事件」にかかわった齋浦倭人の処罰を島主に促すため、敬差官を対馬へ派遣することを聞き、それより前に島主に会ってそのことを訴えるためであるとの見解を示している。いずれにしても、各浦所の倭酋の背後には対馬島主がいたということはいえよう。

その後、燕山君3年（1497）10月に全羅道水軍節度使李良が、倭賊を生け捕りにして都に送還したので、王は義禁府に囚鞠せしめた（燕山君3年10月癸未〈15日〉）。義禁府の取り調べによりこの時、捕えられた者は齋浦の倭人であり、逃亡した船の1人

は齊浦倭酋沙豆の家来であったという（燕山君3年11月戊戌〈1日〉）。翌日、この件に関して重臣らの議論が行われた際、尹弼商らが、「近日倭人侵侮比旧益甚、沙豆亦居我土、犯禁非一、固当責詰」と言いながら、古より夷狄を待するのに一々法を用いるべきではないとして、結局、対馬島主に馳書し前日の禁限約束を諭せば、必ずこれに答える報告があるはずであるとして、王の承認を得ている（燕山君3年11月己亥〈2日〉）。

この結果は判らないが、燕山君6年（1500）3月にも、対馬島主を通諭する内容を礼曹判書李世佐・参議李昌臣が啓した際、近年の海賊事件や三浦倭人の横行を列挙しており、その中に上記の燕山君3年の賊倭を捕え、辺将が訊問したところ、「齊浦頭倭沙頭沙也文管下人」であったと言っている（燕山君6年3月己未〈5日〉）。数日後、尹弼商らが礼曹の啓したものを持って、書契を作成し、対馬島主特送使に付して島主を通諭する方がよいと議し、王もそれにしたがって、島主に書契を送ることにした（燕山君6年3月壬戌〈8日〉）。

この朝鮮側の要求を対馬島主が受け入れたためであったかどうか判らないが、中宗5年（1510）三浦の乱が起こった時には、沙豆沙也文ではなく、大趙馬なる者が齊浦倭酋になっており、三浦の乱の首謀者の1人として記録に現れている（中宗5年4月癸巳〈8日〉・己亥〈14日〉）。

（3）釜山浦倭酋而羅多羅と塩浦倭酋奴耳沙也文

釜山浦倭酋而羅多羅は、先にみたように成宗25年（1494）3月に釜山浦頭倭として、はじめて記録に現れる（前掲【史料10】）。

三浦の倭酋は、海賊事件や恒居倭による何らかの不祥事、あるいは朝鮮側がある事件の犯人を恒居倭とみなして対応したりしない限り、朝鮮の中央政府で挙論されないことが多いので、ほとんど記録上に現れない。当該期、恒居倭がもっとも多かった齊浦倭酋沙豆沙也文については、前項でみたごとく、比較的その記録が散見されるが、釜山浦倭酋而羅多羅と塩浦倭酋奴耳沙也文については、あまり関連史料がない。

ただ、燕山君3年（1497）2月25日に倭船が全羅道の鹿島を掠め、軍士20余人を殺害した事件が起こった時に朝鮮政府がその犯人を恒居倭であると疑って対応しており、その際、釜山浦倭酋と塩浦倭酋が登場する（燕山君3年3月癸卯〈1日〉、〔中村1965：658・659頁〕）。朝鮮の中央政府では、犯人は対馬の釣魚倭人もしくは三浦恒居倭であるとする議が大勢であったため、対馬島主に通諭するとともに慶尚道三浦倭人推考敬差官として直提学楊熙止を三浦に遣わし、三浦の倭酋を推問している。これにより、当時の釜山浦倭酋は而羅多羅であり、塩浦倭酋は奴耳沙也文であることが判る。しか

し、鹿島の倭変について、三浦それぞれの倭酋に聞いたましたが、実証を得るには至らなかった（燕山君3年4月甲申〈13日〉・丙申〈25日〉、〔村井1993：137頁〕）。

従来、倭酋は対馬島主から任命されたというより自らの力で浦所の実力者となったとか、三浦代官のもとにある者とする説があった。しかし、齊浦倭酋沙豆沙也文は対馬島主とは姻戚関係であり、また、成宗初年には宗像氏郷の使者として来朝しているが、これは先述したごとく、対馬島主の偽使と考えられる。沙豆沙也文は、浦所の恒居倭から台頭した者ではなく、本来は対馬島主の配下でその信任を得ていた者であり、島主によって齊浦に送り込まれた者と考えられる。

したがって、少なくとも沙豆沙也文は対馬島主が派遣して齊浦倭酋をつとめた者と考えられる。他の2浦の倭酋については、具体的なことは判らないが、齊浦倭酋沙豆沙也文と同様、島主によって派遣された者と思われる。

4. 三浦代官と倭酋の役割

三浦代官と倭酋は、その存在期間は何時頃で、また、どのようなことを掌っていたのだろうか。

端宗2年（1454）12月に僉知中枢院事元孝然が対馬州敬差官として対馬へ派遣され、翌年4月に復命している。その際、朝鮮政府は、元孝然が対馬へ持参した事目に交渉内容について詳しく指示しており、その一条に次のようにある（端宗2年12月癸未〈7日〉・3年4月壬午〈7日〉・丁亥〈12日〉）。

【史料11】

以僉知中枢院事元孝然為対馬州敬差官、（中略）、其齋去事目、（中略）、一、若言曾遣權藤勘、戒勅留浦人、使毋得常時佩刀、釣魚人毋得與貴国人爭鬪、且督収身貢、何為不許乎、答曰、去夏特送于面老三甫羅、以此為言、故已許其請、巡行三浦、今未久、而權藤勘又來、且無書契、故不許之、（端宗2年12月癸未〈7日〉）すなわち、もし、対馬側が、權藤勘を遣わし浦所に留まる者を戒勅し、常時、刀を佩びないようにさせ、釣魚人に朝鮮の人と争わないようにして、かつ三浦倭人の身貢（毎年収める税）を指揮して収めようとしたが、どうして許さなかったかと問えば、去年の夏、島主が特送于面老三甫羅（梅野三郎¹⁰⁾）を派遣し、これと同じことを言ったので、その請をすでに許し三浦へ巡行させた。まだ久しうからずして權藤勘がまた来朝して、かつ島主の書契もなかつたので、これを許さなかつたと答えるよう元孝然は命じられている。

朝鮮政府が、權藤勘なる者の使行について「且無書契、故不許之」と言っているので、權藤勘は島主の特送使ではなかつたと考えられるが、何者が判らない。ただし、

この史料によって、この頃、対馬島主は三浦に使者を遣わし、課税を行っていることが判り、朝鮮側もそれを認知しており、その使者の三浦巡回を許していたことが判る。もし、この頃、「三浦代官」という者が浦所に駐在していたのであれば、対馬島主がわざわざ対馬から使者を遣わす必要もなく、朝鮮側も権藤勘の場合と同じく、特送梅野三郎が来朝した時の請も退けたはずである。したがって、少なくとも端宗2年(1454)の段階では、朝鮮の浦所には「三浦代官」は駐在していなかったと考えられる。先述のごとく、対馬島主は第一次恒居倭刷還を機に三浦における自己の支配体制を確立しようとしており、それがこの時期、すなわち15世紀半ばには確固たるものとなっていたと思われる。それで、対馬島主は、当初は浦所に置いていた三浦代官を対馬へ引きあげさせ、各浦所には前節でみた倭酋を置いたと考えられる。なお、閔周一氏も15世紀中期には宗氏による三浦恒居倭支配が成立したとするが〔閔2002：149頁〕、なぜ15世紀中期なのか具体的な根拠は示していない。

第2節で述べたように立石国長は三浦代官でありながら、成宗6年(1475)頃には、すでに対馬に常住しながら島主に近侍しており、時には特送使とともに朝鮮へ渡航していた。

また、対馬島主は三浦代官が存在していた時期であっても、それとは別の特送使を派遣し、三浦恒居倭を監察させることも行っていた。たとえば、辛卯年(成宗2・1471)に宗大膳国幸が、対馬島主の特送使として朝鮮に渡航して三浦を監察しており、宗国幸は島主が親信する人物であるということで、朝鮮側も手厚く接待したという(『海東諸国紀』日本国紀、対馬島条)。

15世紀半ばから特送使が時々来朝して、三浦恒居倭を監察しており、朝鮮もそれを許していたことからみれば、三浦代官なる者が存在していたとしてもすでに對馬へ引きあげていたと考えられる。換言すれば、対馬島主は、三浦恒居倭に対する支配権を完全に掌握した15世紀半ばには、必ずしも浦所に三浦代官を置く必要はなくなったであろうし、それよりも各浦所に倭酋を置いた方が恒居倭を管理することからしても好都合であったと思われる。

対馬島主は、三浦代官以外の者を遣わし三浦恒居倭を監察することができたにもかかわらず、なぜ、このような形で三浦代官を存続させていたのであろうか。これは、対馬島主にとっての「三浦代官」は、三浦恒居倭を管理するのに重要な役割を果していたからである。三浦代官は、対馬における恒居倭の総責任者として、課税や戸籍の作成・管理を担っていたものと考えられる。また、歳遣船定約によって派遣船数が制限されていた当時としては、朝鮮に対して恒居倭の刷還や横行を取り締まることを口実にすれば、新たな使節派遣の機会を得ることができたためでもあろう。

ところで、三浦代官の役割について従来の研究では、三浦恒居倭の統治や課税が主な任務であったと解されている。さらに長節子氏は、恒居倭の孤草島釣魚時には対馬島主の文引が必要であったが、三浦代官があらかじめ島主図書が捺印された用紙を島主から受け取っておき、出漁時に三浦代官が島主名義で文引を発行していたと推測している〔長2002：125頁〕。しかし、先述のごとく15世紀半ばには、三浦代官は浦所には駐在していないと考えられるので、各浦所の孤草島釣魚倭人に文引を発行することは不可能であったのである。

長氏が述べるように、成宗代になると恒居倭の孤草島出漁の際には、対馬島主の文引を持参することが義務付けられていたが、実際、浦所における文引発行者は誰だったであろうか。その任にあたっていたのは、各浦所の倭酋と考えられる。

では、倭酋は、各浦所の釣魚倭人に対する文引発行業務以外にどのようなことをしていたであろうか。

成宗14年（1483）2月に特送平国幸らに付して送った対馬島主宗貞国との書契中、前掲【史料4】下線部①において貞国は、奸賊に至っては、実を知ることなく、無罪の者を戮するのは甚だ不可である。島中に命じてその掠奪品を捜索させたが、まだ見つかっていない。対馬の人民は、多く外国（対馬島外）と相交わり、あるいは婚姻して親戚となり、あるいは有無を貿易しており、島外の舟船の往来が甚が多い。あるいは夕に来て朝に去り、あるいは年月を経ても遅留する者、常に数百船に下らない。これゆえ、必ず対馬一島の者を奸賊となすべきではない。以前、数回にわたって啓したごとく、賊船がもし貴国を犯せば、「即以駅伝急告、乃而・富山両浦之長、彼即以急船來報者也」とある。

島主宗貞国が書契でいう「即以駅伝急告、乃而・富山両浦之長、彼即以急船來報者也」とは、朝鮮国内で賊倭（倭寇）による被害が起こった場合、（被害地の官人が朝鮮の中央政府に急報し）それを中央政府が乃而浦・富山浦両浦の長に、駅伝をもって急報し、両浦の長が急船をもって対馬島主に報告することである。

つまり、朝鮮における賊倭の被害や賊状を乃而浦・富山浦両浦の長を介して、隨時、対馬島主に伝えるシステムが構築されていたということである。「乃而・富山両浦之長」とは、「倭酋」にほかならないであろう。すなわち、対馬島主は倭酋を乃而浦（齊浦）・富山浦（釜山浦）において、朝鮮からの賊状を報告させていると言っているのである。しかも、貞国はそれを数回にわたって朝鮮に報じたというから、朝鮮側も「倭酋」に対してもある程度、理解していたと言えよう。島主は朝鮮に対して、海賊事件が起きた際にはその対応をするためのシステムを構築しているとアピールしているのである。「乃而・富山両浦之長」とあるところからみると塩浦には、当時、倭酋はいなかつ

たのだろうか。それについては不明であるが、上記の役割を担っていたのは、恒居倭の数も多く、日本人の往来も頻繁であった乃而浦と富山浦の両倭酋であったと考えられる。

もう少し、倭酋に対する朝鮮側の認識についてみてみよう。

成宗21年（1490）10月に全羅道觀察使が急報して、濟州人が進上する方物を運ぶ途中、倭賊に奪われたので、賊変が寝息するまで、軍士を拝んで護衛させるよう請うた。そこで宰相に議せしめたところ、李季全が次のように述べている。

【史料12】

先是、全羅道觀察使馳啓、濟州人齎奉進上方物出来者、為倭賊所奪、賊變寢息間、
請抄軍護涉、命 示議得宰相、（中略）李季全議、進上載持、商買往来、如此遇
害、而不聞於朝廷者、想必多矣、今宜宣諭島主及三浦酋長、以明其罪、令兵馬節
度使及左右道水軍節度使、多拝驍兵、以有才略万戸將之、深入楸子島等処、乘機
勦獲何如、（成宗21年10月壬申〈24日〉）

すなわち、李季全は、このような被害があっても朝廷に報告しないことが多いはずである。いま対馬島主および三浦酋長に宣諭し、もってその罪を明らかにする方がよい。兵馬節度使および左右道水軍節度使をして勇猛な兵士を多拝し、才略のある万戸にこれを率いさせ、楸子島等の処に深入して、機に乗じて（賊倭を）捕えては如何と述べている。

三浦酋長とあるのは、三浦の倭酋のことである。これからも判るように、賊倭による被害が生じた際、朝鮮側はまず、対馬島主と三浦倭酋にそれを宣諭しようとしているのである。

また、中宗2年（1507）3月に齊浦の恒居倭が熊川県の民家に放火した事件が起こった際にも、朝鮮政府は司諫金駿孫を敬差官として齊浦に派遣しており、政府では齊浦倭酋を呼び寄せ問いただすようにという議論があった（中宗2年4月乙亥〈2日〉・丙子〈3日〉、〔中村1965：666・667頁〕）。翌中宗3年11月に加徳島倭変が起こった際にも敬差官金謹思を三浦に派遣して、齊浦・釜山浦・塩浦の頭倭（倭酋）にそのことを問いただしている¹¹⁾。

これらのことからみて、朝鮮政府が三浦の倭酋を恒居倭社会においては、対馬島主につぐ権限を有する者として認識していたことは明らかである。

対馬島主宗氏は、三浦代官を、浦所に置きあるいは時に浦所に派遣する理由について、先述のごとく三浦恒居倭の監察あるいは刷還などを朝鮮側に対して標榜しているが、本当は、島主自身の意や方針にそむく者に対する処罰と課税がその主たる目的であったと考えられる。15世紀半ばに三浦における対馬島主の支配体制が確立す

るにともない、島主は三浦代官を三浦に駐在させず、対馬における恒居倭に関する総責任者としていたものと思われる。

また、倭酋については、15世紀半ば以降、恒居倭が激増していたので、対馬島主宗氏は三浦代官をある浦所1個所(齋浦カ¹²⁾)に限定して置くだけでは、恒居倭を効率よく管理しきれなくなり、それよりも各浦所に倭酋を置き、恒居倭を管轄させたのである。なお、倭酋は、朝鮮側の諸情報をも入手して対馬島主に報告する役割も担っていたと考えられる。

小結

以上、対馬島主宗氏の三浦恒居倭支配体制について述べ、その変遷課程についてみてきたが、その支配体制の中には、「三浦代官」と「三浦の倭酋」が組み込まれていた。

三浦代官として、記録に現れる者は、皮古汝文（平国忠）と立石右京亮国長であり、それぞれその在任時期について、立石国長は少なくとも世祖13年（1467）から成宗19年（1488）までの間であり、皮古汝文（平国忠）は立石国長の以前に同職をつとめたと推定した。従来、三浦代官については、浦所に駐在しながら、恒居倭を管轄し課税することがその主な職務であったとするのが通説であったが、端宗元年（1453）には対馬島主の特送使于面老三甫羅（梅野三郎）が、成宗2年（1471）には宗国幸が特送使として、朝鮮へ渡航し、朝鮮政府の許可のもとで、三浦を監察している。特に前者は、その際、課税も執行していた。これらのことから、15世紀半ばから対馬島主は三浦代官を対馬に引きあげさせていたことが窺われる。三浦代官であった立石国長の場合、そのほとんどの在任期間を対馬に常住しており、時には対馬から三浦に派遣され、恒居倭刷還等のことを掌っていたので、15世紀半ばは、対馬島主が三浦恒居倭支配体制を確立した時期であると考えられる。しかし、対馬島主は、ただ三浦代官を対馬へ引き上げさせたのではなく、その代わりにより効率的な支配体制の構築を図り、各浦所に島主が信任する者を置いて、恒居倭を管轄させたのである。

島主が信任する者というのは、朝鮮側が倭酋と呼んでいた各浦所の長であった。従来、倭酋は対馬島主より任命されたというより、自らの力で浦所の実力者となり、各浦所の恒居倭を統轄したと言われていた。しかし、齋浦倭酋沙豆沙也文は、成宗初年（1470年代のはじめ頃）に対馬島主が仕立てた偽使宗像氏郷の使者として朝鮮に渡航したとみられ、かつ島主とは姻戚関係であったことから島主が信任する者として、齋浦に送り込まれ、同浦恒居倭を管轄していたと考えられる。この他の倭酋の場合も同様と考えられる。

したがって、対馬島主宗氏は、15世紀半ばに三浦恒居倭に対する支配体制を見直し、それまで浦所に駐在させていた三浦代官をして管轄させていた恒居倭を、各浦所の倭酋に管轄させることにしたと考えられる。

註

- 1) 第一次恒居倭刷還をはじめ、その後の刷還に関しては、拙稿「朝鮮三浦恒居倭の刷還に関する考察」に詳述しているので、参照されたい〔李泰熟2005〕。
- 2) 荒木和憲氏は、この時の対馬島主特送「蔚野將堅」を「薦野盛種」に比定している〔荒木2003〕。
- 3) 立石氏は橘姓であるが、この書契内容から平国幸と立石藏人国幸は同一人と考えられる。
- 4) 『成宗実録』18年3月乙丑(25日)・丙寅(26日)条。おそらく、成宗18年(1487)3月に対馬州宣慰使鄭誠謹を派遣した際、対馬島主に使節の無礼な行為について抗議したと思われる。
- 5) 皮古汝文は、世祖5年(1459)3月に「倭護軍皮古汝文」として、国王の引見を受けているので、それより前に護軍職を賜ったことが判る(世祖5年3月丁未〈25日〉)。
- 6) 沙豆沙也文が対馬島主と姻戚関係であったことについては、閔氏も言及している〔閔2004:145頁〕)。
- 7) この事件については、中村栄孝氏が「東島漁場占拠事件」と名付けて詳述しており〔中村1965:657・658頁〕、閔周一氏もこの事件をとりあげ〔閔2002:144~146頁〕、筆者もこの事件が恒居倭刷還問題に関連していたので、拙稿において詳述した〔李泰熟2005〕。
- 8) 『成宗実録』24年11月丙午(5日)・癸丑(22日)条。閔氏は、この際、「和知羅沙也文らが抵抗したため、王朝側は沙豆沙也文たちをとらえ、内地に分囚した」とするが〔閔2004:145頁〕、本文で述べたように朝鮮側が沙豆沙也文たちを捕え、内地に分囚したという事実はない。
- 9) 前掲註7)〔中村1965:657・658頁、閔2002:144~146頁、李泰熟2005〕参照。
- 10) 荒木和憲氏は、端宗元年(1453)に対馬島主特送使として朝鮮へ渡航した于面老三甫羅を対馬島主宗氏の直臣梅野三郎に比定している〔荒木2003〕。
- 11) 『中宗実録』4年正月戊戌(5日)・3月戊申(16日)条、〔中村1965:669・670頁、村井1993:137~145頁〕。
- 12) おそらく、対馬島主は当初、日本人の往来がもっとも頻繁で、かつ恒居倭がもっとも多かった齋浦に三浦代官を置いたと思われる。

【引用・参考文献】 * 50音順

- 荒木和憲2003 「中世後期における対馬宗氏の特送船」(『九州史学』第135号)。
- 長 節子1985 『国史大辞典』第6巻、「三浦」項(吉川弘文館) 605頁。
- 長 節子1987 『中世日朝関係と対馬』(吉川弘文館)。
- 長 節子2002 『中世 国境海域の倭と朝鮮』(吉川弘文館)。
- 韓 文鍾1995 「朝鮮前期の受職倭人」(『年報 朝鮮学』第5号、九州大学朝鮮学研究会)。
- 韓 文鍾2000 「朝鮮前期対馬早田氏の対朝鮮通交」(『韓日関係史研究』第12集、国学資料院)。
- 韓 文鍾2006 「14~16世紀の三浦地域と日本」(森川哲雄・佐伯弘次編『内陸圏・海域圏交流ネットワークとイスラム』櫻書房)。
- 佐伯弘次1990 「国境の中世交渉史」(『玄海灘の島々—海の列島文化3—』小学館)。

朝鮮前期の浦所に関する考察

- 佐伯弘次他2006 「『海東諸国紀』日本人通交者の個別的研究」(九州大学21世紀COEプログラム(人文科学)
『東アジアと日本—交流と変容—』第3号)。
- 申 基碩1985 「朝鮮朝 前期의 對日通交—三浦 恒居倭人問題을 中心으로—」(『玄岩申國柱博士華甲紀念韓國學論叢』東國大学出版部)。
- 閔 周一1994 「倭人送還交渉と三浦の形成」(『社会文化史学』33号)。
- 閔 周一1995 「朝鮮半島との交流 対馬」(『中世の風景を読む 第7巻 東シナ海を囲む中世世界』新人物往来社)。
- 閔 周一2002 『中世日朝海域史の研究』(吉川弘文館)。
- 閔 周一2003 「明帝国と日本」(榎原雅治編 日本の時代史11『一揆の時代』吉川弘文館)。
- 田中健夫訳注1992 『海東諸国紀』(岩波文庫)。
- 中村栄孝1953 「1510年朝鮮三浦における日本人の争乱 — 十六世紀初年の日鮮関係 —」(名古屋大学文学部
研究論集II, のち [中村1965] 再録)。
- 中村栄孝1965 『日鮮関係史の研究 上』(吉川弘文館)。
- 中村栄孝1966 『日本と朝鮮』(至文堂)。
- 中村栄孝1969 『日鮮関係史の研究 下』(吉川弘文館)。
- 中村栄孝1985 『国史大辞典』第5巻, 「恒居倭人」項, (吉川弘文館) 313頁。
- 村井章介1990 「十五, 十六世紀の地域間交流と三浦の乱」(『歴史科学』122号, 大阪歴史科学協議会)。
- 村井章介1991 「室町時代の日朝間における人の移動と相互認識」(史学会編『アジア史からの問い』山川出版社)。
- 村井章介1993 『中世倭人伝』(岩波書店)。
- 李 鉉濬1964 『朝鮮前期 對日交渉史研究』(財団法人韓国研究院)。
- 李 泰勲2005 「朝鮮三浦恒居倭の刷還に関する考察」(『朝鮮学報』195輯)。

(2006年7月3日成稿)

II 壬申約条後の釜山浦再開港時期について

長 節 子

はじめに

三浦の乱（1510年）後、1512年に成立した壬申約条では、乱前に日本の朝鮮通交者に朝鮮が認めていた諸権益が大幅に減らされた。対馬島主歳遣船50隻・歳賜米豆200石は半減されて、25隻・100石となり、島主特送使の派遣は禁じられた。対馬島人の受職人・受図書人は通交停止となった。対馬島民が魚塩などをもたらして浦所近辺で、朝鮮の民から米豆などの食糧を買う興利船の渡航も禁止された。深処倭（対馬以外の日本人）の受職人・受図書人についても、通交年月の久近などにより多数の者が通交停止となった。

浦所に関しては、従来は齊浦（乃而浦ともいう）・釜山浦・塩浦の三浦であったが、齊浦1港となった。また、乱前まで各浦所に多数の対馬島民が住み着いて、恒居倭と呼ばれていたが、倭人の居住は一切認められなくなった。

その後、浦所に釜山浦が加えられて2港となったが、釜山浦再開港の時期について、従来の研究では、中宗16年（1521）とするのが定説となっていた。筆者もかつて1521年に釜山浦を再開港したと述べたことがある〔長1978：213頁〕。しかし、最近、釜山浦再開港の時期を1521年とすることに疑問をいだくに至ったので、本稿では、釜山浦再開港の時期について考察する。

また、先行研究では、倭船による再開港前の釜山浦利用状況、再開港の契機、朝鮮側の再開港目的などについて諸説があるので、それについても検討してみたい。

1. 釜山浦再開港についての先行研究

まず、釜山浦再開港に関する先行研究についてみてみよう。

釜山浦再開港の典拠とされる史料は、次の『中宗実録』16年8月甲辰（25日）条である。

【史料A】

金誼・南袞等議啓曰、已前約束之時、齊浦・釜山浦等處、只許交通往来倭船二十五隻、而倭人等不遵其約、今則數外船隻私相往来、留浦興販、非徒損費國廩、亦有潛相買賣禁物之弊、其漸非細故也、今當令該司通諭對馬島主、以書契列錄船隻

之数，必以十三隻泊于釜山浦，以十二隻泊于齊浦，永為恒式，若当泊釜山浦者，或来齊浦，当泊齊浦者或来釜山浦，則皆不許接待何如，伝曰，令該司移文于対馬島主，且以此意本道監司・兵水使等処下諭亦可，先時，宣慰使兪汝霖啓，倭人到泊，不必一於熊川，分三浦接待為当事，故有是議。

中村栄孝氏は、「16世紀朝鮮の対日約条更定」において、【史料A】を紹介し、釜山浦再開港についてもっとも詳しく論じている。その後の諸研究の出発点となった論考であるので、長文ではあるが、次にあげる。

1521年（中宗16・大永元・正徳16）に、齊浦および釜山浦に定数外の倭船が多数渡来するので、対馬島主に通告して、釜山浦13隻、齊浦12隻に分泊することを恒式とした。すなわち、『中宗実録』に、（【史料A】と同じにつき省略）とある。これは、さきに日本国王使の宣慰使となつた兪汝霖の所見に基づいて、大臣が議啓した結果である。この年4月、日本国王使僧易宗の来たときのことであろう。もともと、壬申約条によれば、浦所は齊浦に限られたはずであるが、実際には、倭船の往来が三浦争乱以前の久しい慣例から、また、水路の情況によっては釜山浦に入泊するものがあり、このころは、定数外の船隻まで加わって、「倭人到泊、不必一於熊川」という緩慢なものになっていたのであろう。熊川は、いうまでもなく齊浦をさしている。記録の上でも、琉球国使なども釜山浦に入泊していることが見える。そこで、宣慰使として浦所におもむき、実情を視察した兪汝霖が、いにしえのように三浦に分けて接待する方がよろしいと報告したので、三公の議啓になったのである。そのまま放置すれば、数外船の往来や潜商が進展することになるので、対馬島主歳遣船については、釜山・齊浦両港に分泊するのを定式とした。これは、壬申約条をあらためて公式に浦所を2浦にしたことである。すなわち、実績として往来がおこっていた釜山浦が公認されたのである〔中村1969：145・146頁〕。

なお、中村氏は、この論文の「附表 日本・朝鮮約条関係年代表」において、「1521年、釜山浦の開港、齊浦・釜山浦両浦分泊制」としている〔中村1969：242頁〕。

また、中村氏は、著書『日本と朝鮮』において、壬申約条の成立により、その後、貿易は不振におちいったので、宗氏は連続して権益の復旧を朝鮮にもとめ、浦所増加については、1521年の8月に、釜山浦・齊浦の2所となり、両浦分泊の規定を約することができたと述べている〔中村1966：166頁〕。

長節子は、壬申約条成立後、対馬は諸権益の復旧交渉を繰り返し試み、1521年には浦所として釜山浦を加えることに成功したとする〔長1978：213頁〕。

田中健夫氏は、壬申約条の成立後、宗氏は権益の復旧をしばしば朝鮮に求め、大永元年（1521、朝鮮中宗16）8月に齊浦の他に釜山浦が浦所として加えられたとする〔田

中1985：972頁]。

金錫禧氏は、『釜山市史第1巻』第2編第4章第4節「朝鮮前期の対日関係」において、次のように述べている。中宗16年には、釜山浦および齊浦に定数外の倭船が多数到来していたので、対馬島主に通告して釜山浦13隻、齊浦12隻に分けて停泊することを恒式とした。これは金誼・南袞等が、宣慰使として浦所へ派遣された兪汝霖が三浦に分けて接待するのがよいとする意見にしたがったものである。壬申約条では浦所が齊浦に限られたが、実際には倭人の渡来は必ずしも齊浦1つではなかったということが窺われるものであり、むしろそのまま放置しておけば、数外船の往来と潜商が進展する様相もあったので、対馬島主歳遣船は釜山・齊浦両港に分泊することを正式に認定した。これは壬申約条の更訂であり、一方では、今まで現実的に往来が行われていた釜山浦が公認されたに過ぎなかった¹⁾〔金錫禧1989：660頁〕(原文韓国語)。

村井章介氏は、著書『中世倭人伝』において、「1514年ころから、齊浦1港で接待するのは、駅路や各官の出費が多すぎるので、釜山浦の客館を修理して、両浦で分けて接待したら」という意見が出ていたが(中宗9年11月丁亥)，21年にいたってこれが実現した」とし、また、「表4 三浦の乱後の『日本国使臣』」では、1521年、日本国王使易宗が浦所の回復を目的として渡航し、8月釜山浦再開とする〔村井1993：147・156・157頁〕。

孫承喆氏は、著書『朝鮮時代 韓日関係史研究』において、朝鮮王朝時代の浦所数の変遷について記した図表で、「1512年浦所数1か所釜山浦、1521年浦所数2か所釜山浦・齊浦」とする〔孫承喆1994：81頁〕。やはり1521年に釜山浦を再開港したとの見解である。

佐伯弘次氏は、中村栄孝氏の「十六世紀朝鮮の対日約条更定」によるとして、「1521年（中宗16・大永元）8月に朝鮮政府は島主歳遣船25隻を釜山浦13隻、齊浦12隻に分泊することを命じた」とし、「壬申約条では倭船の到泊地は齊浦一浦に限定されていたが、従来の慣例から釜山港に入浦する倭船も多く、朝鮮側は実態をある程度追認したのである」とする〔佐伯2004：308頁〕。

橋本雄氏は、著書『中世日本の国際関係』において、村井章介氏の「表4 三浦の乱後の『日本国使臣』」を補訂したとする「表8 16世紀、朝鮮王朝への『日本国使臣』」を掲載し、1521年に日本国王使易宗が浦所の回復を目的として渡航し、8月釜山浦再開とする〔橋本2005：198・199頁〕。

韓文鐘氏は、1512年の壬申約条により三浦の中で乃而浦のみが開港されたが、その後、対馬島主の要請により、1521年に釜山浦を追加開港して2浦となり、対馬の歳遣25隻を釜山浦13隻、乃而浦12隻に分けて停泊するようにしたとする〔韓文鐘2006：156

頁]。

以上、釜山浦の再開港についてみてきた先行研究について、再開港の年月、倭船による再開港前の釜山浦利用状況、開港の契機、朝鮮側の開港目的について、一覧表に示せば次のとくである。

【表1】 釜山浦再開港に関する先行研究一覧

研究者名 (発表刊行年)	再開港年月	開港前倭船の釜山浦 利用状況	再開港の契機	朝鮮側の再開港目的
中村栄孝 (1966)	1521年 8月		宗氏による権益復旧要請	
中村栄孝 (1969)	1521年	三浦の乱前の慣行・水路の情況から釜山浦に入港船あり、数外船の往来、密貿易の弊害あり	日本国王使易宗の宣慰使俞汝霖の三浦分泊の啓に基づく金誼らの議啓	島主歲遣船二浦分泊制導入のため
長 節子 (1978)	1521年		対馬による権益の復旧交渉	
田中健夫 (1985)	1521年 8月		宗氏による権益の復旧要請	
金 錫禧 (1989)	1521年	倭人の渡来は必ずしも齊浦一つだけではなかった	宣慰使俞汝霖の三浦分泊の啓に金誼らが従った	数外船の往来と潜商を防ぐため、島主歲遣船二浦分泊制導入につき釜山浦公認
村井章介 (1993)	1521年 8月		日本国王使易宗による浦所回復要請	
孫 承喆 (1994)	1521年			
佐伯弘次 (2004)	1521年 8月	従来の慣例から釜山浦に入港する倭船も多かった		実態を追認し島主歲遣船二浦分泊のため
橋本 雄 (2005)	1521年 8月		日本国王使易宗による浦所回復要請	
韓 文鐘 (2006)	1521年		対馬島主の要請	

従来の研究では、釜山浦再開の時期は中宗16年(1521)、または同年8月とするのが定説となっていた。開港前の釜山浦を實際には倭船が利用していたとする説もある。釜山浦再開港の契機としては、①対馬島主や日本国王使など日本側からの要請によるとするものと、②宣慰使俞汝霖の三浦分泊の啓に基づく金誼らの議啓によるとするものの2通りがある。朝鮮が再開港した目的について触れたものでは、いずれも対馬島主歲遣船二浦分泊制導入のためとする。

しかし、再開港年を1521年とするのをはじめとして、その他の点についても、このように言えるのか疑問である。前掲の【史料A】やその他の関係史料によって再検討する。

2. 釜山浦再開港の時期について

釜山浦を再開港した時期について、はじめに揚げた【史料A】『中宗実録』16年8月甲辰(25日)条の記事を検討してみよう。この記事の内容は、金誼・南袞らが議した

結果として、中宗王に啓したものである。当時、金誼は、領議政であり、南袞は左議政で²⁾、臣下として最高の地位にある者であった。

金誼・南袞の啓では、「已前約束之時、齊浦・釜山浦等処、只許交通往来倭船二十五隻」とあり、この啓の以前に対馬と約束して齊浦と釜山浦に25隻の通交を許したことが述べられている。すなわち、この時には、すでに釜山浦は齊浦とともに浦所となっていたのである。しかるに2浦所に25船の往来を許した時の約束を倭人が守らず、数外船が往来し、留浦興販し、国費を費やすのみならず、密貿易を行う弊害も出ている。そこで、このとき金誼らはその対策を啓したのである。すなわち、該当する官をして対馬島主に通諭させ、島主書契に船隻の数を列録させ、13隻を釜山浦に入泊させ、12隻を齊浦に入泊させることを永らく恒式とする。もし、釜山浦に泊すべき船が齊浦に来たり、齊浦に泊すべき船が釜山浦に来ても接待を許さないことにすることはいかがと王の意見を伺っている。これに対して王は、担当官をしてこのことを対馬島主に通達させ、かつ本道（慶尚道）監司・兵使・水使にも下諭するよう命じた。

倭船25隻というのは、壬申約条で対馬島主に通交を許可した島主歳遣船25隻をさしている。島主歳遣船のほか、壬申約条で接待停止対象とはならず、継続通交が認められた深處倭の歳遣船も存在したはずである。浦所が1箇所の場合、定約歳遣船数を超過して使船を派遣すれば、浦所において超過していることはすぐ判り、接待を拒否されたはずであるが、浦所が複数の場合、それぞれの浦所で接待を許して上京させてしまい、後になって数外船であったことが判明する場合があったようである。

実は、浦所分泊の制は、1471年成立の『海東諸国紀』朝聘応接紀、三浦分泊条においても、島主歳遣船50船のうち、25船を乃而浦（齊浦に同じ）に、25船を富山浦に泊させ、その余の諸使は各々その意に任せ、三浦に分泊させるとある。また、弘治5年（1492）の權健の序のある『大典統録』礼典、待使客条には、三浦の各浦所に倭人が出来したら、すぐに他の浦所に「虚実」を問い合わせて後、上京させるようにとある。

「虚実」とは、定約歳遣船数を超過していないかとか、本来、渡航する権利のない倭船が、ある浦で接待を拒絶され、そのまま別の浦にまた現れたということがないかななどを指すのであろう。島主歳遣船三浦分泊の制や三浦相互間の虚実照会は、三浦の乱まで行われていたと考えられるが、壬申約条後に齊浦に釜山浦を加えて、二浦体制となつた際には、取り入れられなかつたらしく、そのために数外船の渡航が可能となり、朝鮮側の経費負担増を招いてしまっていたわけである。そこで、金誼らの議啓によつて、この際、島主歳遣船の二浦分泊が決められたのである。

さて、上記の金誼らの啓の内容を時系列的に整理すると、(1)この啓より「已前」に、浦所は齊浦に釜山浦を加えて2浦所となった、(2)その結果、数外船が渡来したり、密

貿易が行われたりしているのが現状である、(3)その防止策として、金誼らは島主歳遣船二浦分泊制を提案した。金誼らの提案に中宗王も同意してこの時、島主歳遣船の二浦分泊制が決定されたのである。

それでは、釜山浦を浦所に加えた「已前」とは、何時のことだろうか。そこで、未だ検討していなかった【史料A】の末尾の割注「先時、宣慰使兪汝霖啓、倭人到泊、不必一於熊川、分三浦接待為当事、故有是議」に注目する必要がある。先時に、宣慰使となった兪汝霖がその所見に基づいて、倭人の到泊港は必ずしも熊川（齊浦は熊川県にあるので齊浦を指す）1つである必要はなく、(かつての釜山浦・塩浦も加えて)三浦に分けて接待するのがよいと啓したために、この議となったと記されている。

一般的に、『朝鮮王朝実録』の記事では、本文末の割注は、史官が本文の内容がなぜそういうことになったかという理由やこれまでの経緯を説明したものが多い。中村栄孝氏も金誼らの議啓による決定事項である「島主歳遣船の二浦分泊」が宣慰使兪汝霖の啓によって生起したと理解し、この際、島主歳遣船の二浦分泊制とそのための釜山浦の追加が同時に決まったと解釈したようである。中村氏は、兪汝霖の啓に「倭人到泊、不必一於熊川」とあるのを、倭人は公認の熊川だけではなく、釜山浦などにも入港して「緩慢なものになっていた」と浦所利用の現状を述べたものとしたが、後に続けて「分三浦接待為当事」とあることからみて、現在公認している熊川だけでなくよいと述べたものと解すべきであろう。この兪汝霖の啓によって、金誼らの議啓の(1)の部分、すなわち浦所に釜山浦が加えられることになったと考えられる。

そこで、兪汝霖が何時、宣慰使になったか明らかにする必要がある。

宣慰使とは、日本から渡来する使節のうち、どういう地位の者の迎送にあたるのだろうか。『経国大典』礼典、待使客条に次のとくある。

【史料B】

日本国王琉球等國同使，則遣宣慰使三品朝官，率通事迎送，日本国諸大臣使，則遣通事迎来，朝官護送，其余巨酋使及対馬島主特送，則鄉通事率來，朝官護送，其余倭人及野人往来，並鄉通事率行

すなわち、宣慰使とは、日本国王使・琉球国王使の迎送にあたる3品の朝官の呼称であって、その他の諸大臣使や巨酋使・対馬島主特送などの迎送にあたる朝官や通事には用いられない呼称であった。そこで、壬申約条成立以後、【史料A】の1521年8月までの間に朝鮮に渡來した日本国王使・琉球国王使を調べてみると、記録に残っている限りであるが、日本国王使の3例がある。この間に琉球国王使が渡來した形跡はない。中村氏は、「記録の上でも琉球国使なども釜山浦に入泊している」とするが、これは『中宗実録』14年(1519)3月壬寅(9日)条に見える「琉球国平田大島平州守」の使節のことと思われる。この使節については、後に取り上げる。

さて、日本国王使として渡來したのは、中宗9年（1514）度の南湖、同12年（1517）度の大蔭、同16年（1521）度の易宗である。それぞれの日本国王使に対する宣慰使が誰であったか調べてみると、まず、中宗9年度の日本国王使南湖の宣慰使は、『中宗実録』9年11月甲申（26日）条に「日本国使臣南湖西堂宣慰使繕工監正安処誠」とあり、安処誠であった。次に同12年度の日本国王使大蔭の宣慰使名に関しては、記録上の所見がない。3番目の同16年度の日本国王使易宗については、『中宗実録』16年4月甲申（3日）条に「日本国使臣僧易宗西堂来」とあり、同書同年5月戊午（7日）条には、宣慰使として慶尚道に往来した徐厚に関する次の記事がある。

【史料C】

御朝講、參贊官徐厚曰、臣以宣慰使、往来慶尚道、各駅駅子、以察訪為便、以丞為不便、爭相告訴、大抵察訪則士類之人、且有遷転之道、故必有謹慎之理、丞則前程止於此耳、無復有可通之路、故侵漁無厭、以致駅卒逃散、還設察訪、以安其生、則駅路之蘇可期、且南方戰艦自古所設、而今者以大猛船為無用、盡去之、只用小船、小船雖捷於追逐、而不合於薄戰、又容戰士不多、敵人緣上又易、若令一賊抽刀突入、則猛士雖多、不能當也、大艦則高峻難攀、且便於俯而制之也、此皆臣所目覩而耳聞者、故敢啓、上曰、戰艦事、當問于兵曹、駅丞事、前者已問于大臣而處之、大抵駅丞、固不如察訪矣、然大典之法、不可輕改也、

すなわち、徐厚は朝講の折に、浦所に往来した際の所見に基づいて、二事を啓した。その一是、各駅の駅子は現在は丞であるが、弊害が多いので、察訪に変えるよう理由をあげて述べており、その二是、南方の戦艦はかつての大猛船をやめて、今は小船だけを用いているが、小船は船足は速いが、敵（海賊のことであろう）と戦うのに適していないので、大艦に復するようにというものであった。

徐厚が宣慰使として、浦所に往来した際の所見が何時の時のことか記されていないので、あるいは、宣慰使名の記録がない1517年のことである可能性がなくはない。しかしながら、徐厚自身が「此皆臣所目覩而耳聞者、故敢啓」と言っているように、自身が見たり聞いたりして現状では不都合な点の改善策を啓したものである。徐厚が1517年に宣慰使として見聞した事柄の改善策を4年も経ってから王に申し上げるようなことは、まずあり得ない話である。したがって、彼の見聞はごく近い時のもので、この年1521年4月に渡來した日本国王使易宗を迎えるための宣慰使として、浦所に赴いた際のものと考えてよい。すなわち、1521年に渡來した日本国王使易宗の宣慰使には徐厚が比定される。中村氏は、兪汝霖を易宗の宣慰使としたが、それは徐厚であった。とすれば、兪汝霖は宣慰使名が記録にない1517年度の日本国王使大蔭の宣慰使であったことになる。

それでは、俞汝霖が宣慰使として浦所に往来し、その所見により三浦分泊の啓をしたのは何時だろうか。日本国王使大蔭に関する『中宗実録』の記事は、12年5月己卯（5日）条に「日本国使臣大蔭和尚等二十余人、来献方物」とあるのを初見とする。俞汝霖も浦所まで国王使を出迎えに行き、一緒に王都へ戻ってきたのであるから、5月はじめには都に帰着していた。俞汝霖はこの使行により、現在浦所が齊浦1港であることの弊害を実感し、三浦分泊の啓を、帰京後遠からざる時期にしたものと思われ、それによって、釜山浦の追加開港が決められたと考えられる。

ただし、俞汝霖は日本国王使を送って、もう一度浦所を往来していたはずである。その時の所見も含めて2度目の使行後に三浦分泊を啓したということもあり得ないではない。しかし、三浦分泊の啓は、1度目の齊浦行き後の公算が大きい。浦所が1箇所であることの弊害は1度浦所へ往復すればわかったはずであり、印象が鮮烈な1度目の使行後に啓したとするのが自然であろう。先にみたごとく、日本国王使易宗の宣慰使徐厚も出迎えに浦所に行った1度目の使行後に駅路や戦艦に関する改善策を啓している。

しかし、俞汝霖が2度目の使行後に啓したことがなかったとは断言できないので、彼が日本国王使大蔭を送って浦所へ往き、使命を果たして王都へ戻ってきたのは何時かを調べてみる必要があるが、俞汝霖の復命記事などはない。大蔭が王都を辞去した月日についても不明であるが、同年8月の『中宗実録』に賜物をめぐる次のような記事がある。^(帙) 8月14日に、大蔭らを宴会でもてなした申用漑が復命して、大蔭らは不秩の大蔵経一件をすでに賜ったが、蔵経器がないため、造成するための助縁を再三請うたので、布紬各200匹を給するのがよいと啓した。中宗王は前例により、助縁を給するように命じた。蔵経器造成の助縁とは、帙を造る経費の援助であろう³⁾。

しかし、その後、そのような助縁をすれば、朝鮮は仏教を尊んでいると日本に誤解されるので、別の名目で与えるべしと上言する者があり、助縁賜給の可否をめぐって中宗王や廷臣の間で議論となつた。大臣らは賜給すべしとし、王は、賜給する王命が下されたことが日本国使臣に漏洩していなければ、賜給しなくてよいとしていたが、8月18日に申用漑が日本国使臣は賜給の王命が下ったことを知ってしまったので、賜給せざるを得ず、我国は仏教を尊ばないことを使臣に言い、かつ回答書契にもこの意を書けばよいと述べた（中宗12年8年丁巳〈14日〉・庚申〈17日〉・辛酉〈18日〉）。助縁の件はこの申用漑の提案の形で決着がついたと思われる。

そこで、程なく日本国使臣大蔭らは王都を去って齊浦へ向かったであろう。俞汝霖が宣慰使として使命を果たして、何時、王都へ戻ったか明記した史料はないが、『中宗実録』12年11月戊寅（6日）条に、彼が11月上旬には王都にいたことを推測できる記

事がある。この日、兵曹が中宗王に平安道評事の候補として、3人を推薦したが、その中に俞汝霖の名があった。王が選んだのは別人であったが、平安道評事は平安道に1名置かれ、任期720日の外官職である（『経国大典』兵典、外官職条）。任命されれば、すぐ平安道へ向けて出立すべき職種であった。留浦料を多く受糧するために、ことさらに浦所に長期間滞在する国王使もあったが、このころ大蔭らが浦所に長逗留していて、俞汝霖が何時王都へ帰って来れるか判らない状況であったなら、兵曹は彼を評事の候補にあげることはなかつたと考えられる。兵曹が俞汝霖を平安道評事の候補にあげたということは彼がすでに齊浦から帰ってきて王都にいたということであろう。

俞汝霖が2回目の齊浦行きから帰って後に、三浦分泊を啓したとすれば、それは1517年11月頃であろう。それに基づく釜山浦の再開港は1517年の年内に決定されたものと思われる。年内の再開港決定とするには年末までの期間が短すぎるとする向きもあるかもしれないが、この年は閏12月まであった。

俞汝霖の三浦分泊の啓とそれによる釜山浦再開港の決定は俞汝霖の1度目の使行後の可能性が高いが、たとえ2度目の使行後にしても1517年内であったと考えられる。したがって、釜山浦の再開港時期を1517年（中宗12）とするものである。

3. 倭船による再開港前の釜山浦利用状況

中村氏は、壬申約条で倭船入泊港が齊浦1港に限られた後も三浦の乱前の久しい慣例から、また水路の情況によっては釜山浦に入泊するものがあり、往来の実績があつたとし、金錫禧・佐伯弘次両氏もほぼ同様のことを述べている。しかし、朝鮮側が正式に認めていない浦所への入泊は難しかつたと考えられる。倭船を迎えるについては、渡來した船の尺量（過海料や留浦料を支給するための基準とする）をする役人が必要であり、使節は倭館に宿泊させてるので、その設備や世話にあたる人員も必要であった。倭船を受け入れるためにはそれなりの態勢が整つていなければならなかつたが、何の受け入れ態勢もないところに倭船が来航しても接待を拒否するか、公認の齊浦へ回航するよう命じたはずである。中村氏は、記録の上でも琉球国使が釜山浦に入泊していたとするが、当該期に琉球国使が渡來した記録はなく、中宗14年（1519）に渡來した琉球国平田大島平州守の使送のことではないかと思われる。平田大島平州守は、かつて世祖代に起こつた仏教上の奇瑞現象を祝賀するとして、琉球国王弟閔意と称して使節を派遣したのを契機として、その後も時々朝鮮へ遣使していた人物である⁴⁾。『中宗実録』14年3月壬寅（9日）条に次のとくある。

【史料D】

礼曹啓曰、琉球国平田大島平州守使送上官人等、今到釜山浦、其所以待之之礼、考前例、則或以島主特送之例、或以巨酋例、或以商倭例、此則依何例乎、請與三公共議何如、伝曰、待夷之事重矣、可與大臣議之、三公啓曰、請依丁亥年例、待以特送之例似當、從之、

礼曹が琉球国平田大島平州守の使節が釜山浦に来たので、接待するのに、以前にこの遣使者を接待した特送の例・巨酋の例・商倭の例のいずれによるかを三公と議したいと国王に啓したところ、王はそれを許可した。そこで三公は、丁亥年（1467）の例により、特送の例で接待するよう請い、裁可を得ている。

ここで礼曹が問題にしているのは、使節の接待の等級である。もし、公認されていない釜山浦に入港したものであれば、そのことがまず問題とされたはずである。問題にならなかったのは、この時以前、1517年に釜山浦がすでに開港されていたからにほかならない。中村氏は、釜山浦開港を1521年としたので、この記事をもって開港前の釜山浦への入泊の実例としたのであろう。

この事例以外には、壬申約条以後、1521年までとしても倭船が釜山浦に入港した記録上の所見はない。中村氏をはじめとする先行研究において、開港前の釜山浦に倭船が多く入港していたとするのはあたらない。

4. 釜山浦再開港の契機と朝鮮側の目的

釜山浦が再開されることになった契機や動機について、筆者を含むほとんどの論者は対馬島主宗氏や日本国王使による権益回復要請によるものとしているが、そのように言えるであろうか。

壬申約条成立後、釜山浦が再開港された1517年までの間、あるいは先行研究では再開港を1521年とするので、1521年までとしても日本側から釜山浦再開を要請したという史料上の所見はない⁵⁾。

村井氏は、1514年ころから、齋浦1港で接待するのは、駅路や各官の出費が多すぎるので、釜山浦と分けて接待したら、という意見が出ていたとしているので、釜山浦再開が朝鮮側の必要から行われたともとれる。しかし、村井氏によれば、実際に開港したのは、その4年後の1521年8月で、丁度このとき渡來した日本国王使易宗の渡航目的は、「浦所の回復」であったとするので、釜山浦再開の直接的な契機はやはり、日本国王使易宗の要請であったと理解しているようである。しかし、易宗がいかなる使命を帯びて渡來したのか、史料上の所見は全くない。村井氏が、易宗の渡航目的を「浦所の回復」としたのは、易宗渡來時に釜山浦が再開されたとするところから推測した

ものであろう。前述したように釜山浦再開はそれ以前の1517年のことであったから、「浦所の回復」を易宗の渡航目的とするのは当たらない。

釜山浦再開港は、宣慰使兪汝霖が熊川（齊浦）だけでなく、三浦に分けて接待するのがよいと啓したことによって、釜山浦が加えられたことからも判るように、朝鮮側の必要から決められたものであった。齊浦以外の浦所開設については、村井氏が指摘しているようにすでに中宗9年（1514）に釜山浦開港案が啓されたことがある。『中宗実録』9年11月丁亥（29日）条に次のごとくある。

【史料E】

鄭光弼，金応箕啓曰，（中略）応箕曰，近者倭人，一切接待於齊浦，駅路及各官宴享，其弊不貲，詮聞釜山浦客館不至破毀，請令修補，分為接待，
金応箕は、倭人を齊浦で一切接待しているが、駅路および各官宴享の弊害が少なくなつたため、釜山浦客館（倭館）は、（三浦の乱の際に）破毀されていないということなので、修補して釜山浦でも接待するように請うている。「駅路及各官宴享，其弊不貲」について、村井氏は、駅路や各官の出費が多すぎると解釈しているが、経済上の問題だけでなく、倭使や貨物の輸送に狩り出される人民の負担、浦所の倭館や都との往来途上の官衙での宴享のための人手など人的な負担も、齊浦と指定上京道路に集中していることであろう。この金応箕の提案に対する中宗王の対応については記録がないが、結局は実施されなかった。

兪汝霖がどういう理由で三浦制を啓したのか、具体的な理由は判らないが、宣慰使として浦所（この当時は齊浦のみ）に往来した経験に基づいて啓したことからすれば、金応箕が述べていたのと同じく浦所が1箇所であることから生じる弊害ということであったと考えられる。

対馬を基点として、朝鮮へ渡航する倭船にとって釜山浦は航行上あまり望ましい港ではなかったようである。洛東江から海へ流れ出る水勢は激しく、帆と手漕ぎで航行する船は押し流されてしまい、それに逆らって釜山浦に入港するのは、相当に難儀であった。それに比べ、齊浦は対馬から距離的にはやや遠いが、航行上の障害はなかつたので、三浦の乱前、日本からの使船には釜山浦よりも利用者が多かった。塩浦は、対馬からの距離が一番遠いこともあり、入泊港としてあまり人気がなかったようである。三浦の乱前、三浦のなかで齊浦は恒居倭人数が群を抜いて多かったのも⁶⁾渡来倭船が多かったことと関連があると考えられる。

三浦の乱前のごとく、浦所において恒居や近海漁業、興利船による魚塩興販などが許されていたならば、浦所の数は多いに越したことはないが、それらが壬申約条によって禁止されていた当時においては、日本側にとって浦所の数は問題ではなく、条件

のよい浦所であればよかつたのである。先行研究では、釜山浦の再開港を日本側から要請したとする説が有力であったが、記録上の所見がないばかりでなく、もっとも条件のよい齊浦が浦所になっている現状のもとで、あえて釜山浦の開港を要請する必要はなかったのである。

なお、1544年の蛇梁の倭変後、1547年に成立した丁未約条では浦所が釜山浦のみとなつた。その際には日本側からしばしば齊浦の再開を求めていた。明宗11年（1556）に渡來した日本国王使天富は、翌年正月、宣慰使に10箇条の不満を書示したが、その一条に「釜山浦合為一道、使通信行船不便也」とあった（明宗12年正月己巳〈15日〉）。釜山1浦となった不便を訴えており、それは取りも直さず、齊浦の再開港を望むものであった。このほか、明宗12年（1557）に対馬島主、同18年に日本国王使景轍、同22年に日本国王使（名は不明）らが齊浦の再開港を要請しており⁷⁾、齊浦に対する執着の強さが窺われる。

先行研究では、釜山浦再開港の契機として、宣慰使俞汝霖の三浦分泊の啓に基づく金誼らの議啓によるとする説もある。しかし、宣慰使俞汝霖の三浦分泊の啓は1517年に行われ、金誼らの議啓は1521年に行われており、両者を結び付けて同じ時のものとするのは事実に反する。

また、先行研究のなかには、朝鮮側が釜山浦を再開港した目的について、対馬島主歳遣船二浦分泊制導入のためとする説がある。しかし、再開港したのは1517年で、島主歳遣船の二浦分泊制導入は1521年であったので、再開港目的を島主歳遣船二浦分泊制導入のためとすることはできない。

小結

以上みてきたところから、従来定説となっていた釜山浦再開港年を1521年とするのをはじめとして、再開港前の倭船による釜山浦の利用状況、再開港の契機・目的などいずれも成り立たない説であったことが判明した。これは、中村栄孝氏の見解を、筆者を含むその後の研究者が何ら検討することなく、踏襲したことによるものであろう。

本章では、釜山浦再開港年は1517年であるとの見解を示した。従来の説より4年遡ることになる。この後、浦所は蛇梁の倭変後の丁未約条で釜山浦1港となった。壬辰・丁酉倭乱期に浦所の機能は一時期停止されていたが、戦後国交が回復した際には浦所は乱前を踏襲してやはり釜山浦となった。そして、江戸時代を通じて日本から渡航する船を受け入れる朝鮮側の唯一の港として存続した。このように日朝間に重要な役割を果した釜山浦は壬申約条後の再開港によってスタートを切ったのである。わずか4年の差ではあるが、釜山浦再開港の時期を明確にすることは必要であると考え、釜山

浦再開港年代の比定を試みた次第である。

註

- 1) 金錫禧氏は典拠として『中宗実錄』16年4月癸卯条をあげるが、関連する記事はない。
- 2) 『中宗実錄』16年8月甲辰（25日）条の金誼・南袞が議啓した記事の直前にあたる『同書』同年同月乙丑（16日）条と直後の『同書』同年8月丙午（27日）条に「領議政金誼・左議政南袞」とある。
- 3) 村井章介氏は、この時に贈られた大蔵経や成宗23年（1492）に琉球国王に贈られた大蔵経「不帙一部」について、「完本にあらず」と、不揃いのものであるとするが〔同氏著『アジアのなかの中世日本』校倉書房、1988年、337頁〕、不帙というのは、經典を保護する帙がないということであって、大蔵経そのものは不揃いではなかった。
- 4) 琉球国王弟閔意は、『海東諸国紀』琉球國紀、等閔意条に「成化五年己丑、遣使來朝、書稱琉球國中平田大島平州守等閔意」とある人物と同一人と考えられ、琉球國平田大島平州守とも同一人である。他の一連の瑞祥祝賀使と同様、対馬島主が案出した偽使であった（長節子「朝鮮前期朝日關係の虛像と實像一世祖王代瑞祥祝賀使を中心として—」〈『年報朝鮮學』第8号、2002年〉）。
- 5) 対馬島主は壬申約条の成立した翌年の中宗8年（1513）に特送使成永を派遣して旧権益の復旧を請願したが、その第一条に「復入三浦旧居」とあった（中宗8年8月丁未〈12日〉）。三浦旧居への復入を許すとすれば、その前提として、当時閉鎖されていた釜山浦・塩浦を開港し、浦所とすることが必要であった。しかしながら、対馬が求めたのは恒居倭の復活であり、釜山浦や塩浦の開港そのものではなかった。第二条以下は記録になく、あるいはその中に釜山浦・塩浦の開港請願があったかもしれないが、少なくとも直接、釜山浦や塩浦の開港を求めたという史料上の所見はない。
- 6) 『成宗実錄』25年10月庚辰（25日）条、中村栄孝『日鮮關係史の研究 上』、「三浦恒居倭戸口表」（吉川弘文館、1965年）643頁。
- 7) 『明宗実錄』12年4月甲申朔・18年9月癸卯（28日）・22年5月庚午（16日）条、〔中村1969〕参照。

【引用・参考文献】 * 発表年順

- 中村栄孝1966 『日本と朝鮮』至文堂。
- 中村栄孝1969 「十六世紀朝鮮の対日約条更定」（『日鮮關係史の研究 下』吉川弘文館）。
- 長 節子1978 「対馬の歴史」（西日本文化協会編輯『対馬の美術』西日本文化協会），後に「対馬と朝鮮」と改題して『中世 国境海域の倭と朝鮮』（吉川弘文館、2002）に再録。
- 田中健夫1985 「国際関係の新展開」（永原慶二他編『日本歴史大系2 中世』山川出版社）。
- 金 錫禧1989 「朝鮮前期의 対日關係」（『釜山市史第1卷』釜山直轄市史編纂委員会）。
- 村井章介1993 『中世倭人伝』岩波書店。
- 孫 承喆1994 『朝鮮時代 韓日關係史研究』지성의 삼（日本語訳 鈴木信昭監訳『近世の朝鮮と日本—交隣關係の虚と実—』明石書店、1998年）。
- 佐伯弘次2004 「中世日朝間の約条」（研究代表者 村井章介『8-17世紀の東アジア地域における人・物・情報の交流—海域と港市の形成、民族・地域間の相互認識を中心に—』下、東京大学大学院人文社会系研究科）。
- 橋本 雄2005 『中世日本の国際関係—東アジア通交圏と偽使問題—』吉川弘文館。

朝鮮前期の浦所に関する考察

韓 文鐘2006 「14～16世紀の三浦地域と日本」(森川哲雄・佐伯弘次編『内陸圏・海域圏交流ネットワークとイスラム』櫻歌書房)。

(2006年7月3日成稿)